

2013/09/02

若手検察官のための法令基礎知識

刑事局有志*1

第1 はじめに

1. いきなりで恐縮ですが、公職選挙法（昭和25年法律第100号）において、公職の候補者等は当該選挙区において寄附をすることが禁止されており、その違反に対しては罰則が設けられています。その条文は、以下のとおりです。

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第百九十九条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して娯楽応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第百九十九条の五第四項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

（公職の候補者等の寄附の制限違反）

第百四十九条の二 第百九十九条の二第一項の規定に違反して当該選挙に関し寄附をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2～7 （略）

さて、とある田舎の村長がこの規定に違反して、その村（当該選挙区内）においてお盆のお参りと称して一定の村民に寄附をしたという事案があったとします。その捜査に当たっては、上記の禁止規定（第199条の2第1項）を正確に理解しておく必要がありますが、どのような点に注意しなければならないでしょうか（解説は、後記4に記載します。）。

*1 本稿の内容については、しばしば検察月報に掲載されている新規立法の紹介や近時掲載している過誤防止に関する記事等とは違い、刑事局として公定的・確定的な知見や見解を示していない部分も少なからずあり、全般的に執筆者らの個人的経験に基づいて執筆しております。

そこで、本稿の執筆名義は、「刑事局有志」とさせていただき、また、その内容中意見にわたる部分は執筆者らの個人的見解であって、刑事局としての意見や方針を示すものではないことをあらかじめお断りさせていただきます。

2 若手検察官*2の中には、「選挙違反については色々解説書が出ているから、それを見ればいだろう。」と考え、法律の条文自体を読み込むことを億劫がっている人がいるかもしれません。

しかし、ちょっと待ってください。

検察官は法律家です。その法律家を自称する者が条文も読めない(読まない)というのは、いかがなものでしょうか。

我々の仕事は、「法と証拠」に基づき、検察権を行使するものであり、法律を自在に読みこなし、自在に活用できなくてはならないことは言うまでもありません。

検察の理念にも、「法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努める」(9項)とあるところですね。

3 そこで、本稿では、主として若手検察官に特にマスターしてもらうことを期待して、法律の読み方、改正の把握の仕方等の法令に関する基礎知識の解説をしていきます。また、これをマスターすることによって、その知見を罰則の定めのある条例審査に役立てることも、副次的には期待しています。

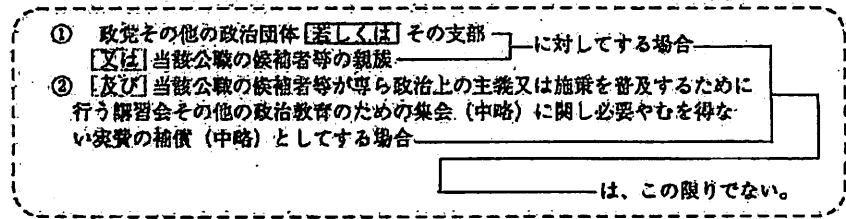
なお、表題には「若手検察官」としてありますが、「若手検察事務官」にも読んで理解してもらえよう、平易な記載に努めていきたいと思っておりますので、若手検察事務官の方も是非読んで、マスターしてもらいたいと思います。*3

4 なお、先ほどの設問ですが、第199条の2第1項のただし書を改めて見てください。

思いきり簡略化しますと、「ただし、一の場合は、この限りでない。」と規定しており、いわゆる寄附が例外的に許容される場合を規定しています。

このただし書を、「又は」「及び」等の接続詞を手掛かりに分析的に

見ていくと、



となり、この①及び②の場合には、例外的に寄附をすることが許されていることとなります。

そうすると、本件が田舎におけるお盆のお参りの事案であることにも照らしますと、特に①のうち「当該公職の候補者等の親族」に対する寄附かどうかを意識する必要があることが分かります。*4

5 本稿中例示した条文で太字のものや下線部等があるものは、いずれも執筆者ちによるものです。また、本稿の最後に、主要文献・法律の略語一覧を掲載しておきます。

第2 法律の読み方

1 総論

(1) 「法律の読み方」と一言で言っても、正直、複雑な法律や条文を劇的に読みやすくするノウハウはありません。

しかし、法律上の用語、例えば、「及び」と「並びに」には、用法や使い分けのルールがありますので、このような用法等のルールを知っておくことは、複雑な条文を読む手掛かりになります。

また、制定される法律には、既存法律との関係に着眼して整理すると、①新規制定、②全部改正法、③廃止法、④一部改正法がありますが、このうち、よく見られるものは、④の一部改正法です。

*2 本稿では、「若手検察官」を「検事であればおおむねA庁明けまでの若で、副検事については検事のそれに準ずる経歴を有する者」としておきます。

*3 若手検察事務官の方には、自庁における職務規程等の改正作業の際に役立てていただくことも期待しています。

*4 なお、この事件は、現職の市長である被告人が、再選を目指して立候補を予定していた次期市長選挙に関し、同市内の居住者多数に初盆参りの名目で現金各5,000円を寄附したことで上記寄附禁止違反の罪に問われた事例を参考にしています(最決平成9年4月7日刑集51巻4号363頁、最高裁判所判例解説刑事(平成9年度)68頁参照)。

この一部改正法の法文（俗に「改める文」と呼ばれます。）については、六法全書等にはこれが溶け込んだ形で掲載され、その法文自体が掲載されているわけではなく、その読み方を学習する機会もほとんどないでしょうから、官報等を読む時に、その「改める文」を見ただけで、これを読む気が萎えることもあるのではないのでしょうか。

附則についても、六法全書に掲載はされているものの、これも慣れないと読みにくいものです。一部改正法や附則について、これらの苦手意識を解消して（減少させて）、きちんと読めるようにすることが大切なことは言うまでもありません。

さらに、少しノウハウ的なものとして、複雑な条文の読み方に関する若干の知見が参考書に記載されており^{*5}、参考になると思われま

(2) そこで、以上を踏まえて、法律を適切に読めるようにするための基礎的事項と若干の応用的事項として、以下

- ① 基本的な用語の意味、用法
- ② 一部改正法の読み方
- ③ 附則の読み方
- ④ 複雑な条文の読み方

の順に説明していきたいと思えます。

2 基本的な用語の意味、用法

(1) 「又は」、「若しくは」

ア いずれも選択的接続詞です。

選択される語句に段階がなく、並列された語句を単につなぐ場合には、「又は」を用います。

この場合、選択される語句が2個のときは「又は」で結び、3個以上のときは最後の2個の語句だけを「又は」で結び、その他の接続は「、」（読点）でもって行います（「A、B又はC」となる。）。

イ 比較的やっかいなのが、選択される語句に段階がある場合です。

この場合、段階がいくつあっても、一番大きい選択的連結には1回だけ「又は」を用い、その他の小さな選択には繰り返して「若しくは」を用います。

具体的に見ますと、

（A若しくはB）又は甲

〔（A若しくはB）若しくはa〕又は甲

となります。

もう少し複雑なものを実際の条文に基づいて検討してみましょう。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項を見てもことにします。

第十四条

①・②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

この条文を分析的に見ていくと、大きな選択的並列関係を示す「又は」が「五万円以下の過料」の前にあります。

そこで、その前にある

「・・・没収の刑」

「五万円以下の過料」

が「又は」で結ばれて選択的並列関係にあります。刑事罰である「刑」と行政罰である「過料」を並列させたものです。

次に、前者の刑事罰について見ていきますと、

①二年以下の懲役 **若しくは** 禁錮、②百万円以下の罰金、③拘留、④科料 **若しくは** ⑤没収の刑

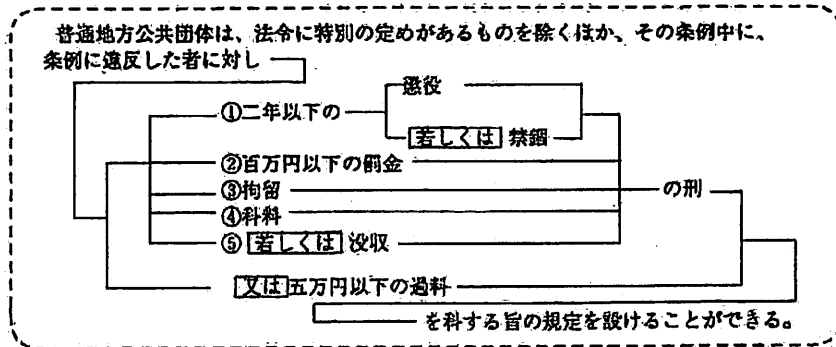
と、①から⑤までが選択的並列関係で規定されており、「又は」を1度使っていますので、④と⑤の間を「若しくは」で結んでいます。

さらに、①の中でも、懲役と禁錮が選択的並列関係にあるところ。

*5 法令の読解法2 2.9頁以下

前記の繰り返しで「若しくは」を用いるというルールに従い、懲役と禁錮を「若しくは」で結んでいます。

以上を図示すると、以下のようになります。



ウ なお、「又は」と「若しくは」の使い分けについては、公用文の作成においても同様ですので*6、この点は文書起草の際にも意識的に使い分けをしてください。

(2) 「及び」、「並びに」

ア いずれも2つ又は2つ以上の文言をつなぐための併合的接続詞です。並列される語句に段階がなく、AとBというような単純、並列的な併合的接続の場合には、「A及びB」というように「及び」を用います。

並列される語句が3個以上のときは、「又は」と同様、最後の2個の語句だけを「及び」で結び、その他の接続は「、」（読点）でもって行います（「A、B及びC」となる。）。

イ 併合的接続に段階がある場合には、段階がいくつあっても、一番小さい併合関係には1回だけ「及び」を用い、その他の併合関係には全て「並びに」を用います。

すなわち、

(A及びB)並びに甲

*6 用字用語例集239頁

〔(A及びB)並びにa〕並びに甲

となります。*7

具体例としては、後記4(1)イ(i)を参照してください。

ウ なお、「及び」と「並びに」の関係についても、前記(1)と同様に、公用文の作成においても同様ですので*8、意識的に使い分けをしてください。

(3) 「その他」、「その他の」

ア 「その他」と「その他の」も、使い分けがあります。

「その他」は、「その他」の前にある字句と「その他」の後にある字句とが並列の関係にある場合に用います。

「その他の」は、「その他の」の前にある字句が「その他の」の後にある、より内容の広い意味を有する字句の例示として、その一部を成している場合に用いられます。

イ 例えば、「A法その他政令で定める法律」との規定についてはA法につき政令で定めなくても当該規定の対象となります。

これに対し、「A法その他の政令で定める法律」との規定については当該規定の対象とするためには改めてA法につき政令で定めなければなりません。

例として、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。犯罪収益移転防止法)第27条第1項*9を挙げて、具体的にみてみることにしましょう。

*7 なお、俗に「及びなくして並びになし」と言われています。

*8 用字用語例集177頁

*9 犯罪収益移転防止法第27条については、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第31号)により、改正前の第26条がいわゆる条ずれにより第27条となったもので、その条ずれ部分を含む改正は、平成25年4月1日から施行されています(平成24年政令第55号)。

第二十七条 他人になりすまして特定事業者(中略)との間における預貯金契約(中略)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報 **【その他】** 特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであること **【その他の】** 正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2-4 (略)

まず、前段にある「その他」について見ます。

「その他」の前後を含めて見ますと、

当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報 **【その他】** 特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの

とありますので、「その他」の前にある当該預貯金契約に係る「預貯金通帳」、「預貯金の引出用のカード」、「預貯金の引出し・・・に必要な情報」と、「その他」の後にある「特定事業者との間における・・・政令で定めるもの」は並列関係にあります。

したがって、「その他」の前に記載してある事項は、政令で定める必要がありません。

次に、後段の「その他の」について見ます。

「その他の」の前後を含めて見ますと、

通常の商取引又は金融取引として行われるものであること **【その他の】** 正当な理由

とあり、「その他の」の前にある事項は後にある事項の例示に当たりますので、「通常の商取引又は金融取引として行われるものであること」は「正当な理由」の例示に当たるということになるのです。

このように、同一の条文においても、「その他」と「その他の」

は使い分けがなされているので、よく注意する必要があるとともに、その使い分けを意識して条文を読むことができれば条文が読みやすくなるのです。

(4) 「場合」、「とき」

ア 「場合」とは、仮定的な条件を示すときに、又は既に規定されたある事項を引用する包括的条件を示すときに、その趣旨を表す語として用いられます。

「とき」は、「時点」を意味する「時」とは異なり、「場合」という語と同じような意味に用いられることが多くあります。「場合」又は「とき」のいずれを用いるべきかについては、特に決まった原則のようなものはありません。

イ 「場合」と「とき」の両者を同時に用いて条件を表すことがありますが、その場合には、最初の大きな条件を表すのに「場合」を、次の小さな条件を表すのに「とき」を用います。

よく御案内の、証人尋問の際の遮へい措置を規定する刑事訴訟法第157条の第1項で見てみたいと思います。

第一百五十七条之二 裁判所は、証人を尋問する**【原告】**において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認める**【とき】**は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

② (略)

読んでもらえればお分かりいただけるかと思いますが、

・・・証人を尋問する場合において、・・・

・・・おそれがあると認めるときは、・・・

ということで、条件の大小に応じて使い分けをしています。

(5) 「準用する」、「例による」

ア 「準用する」というのは、ある事項に関する規定を、それに類似するが異なる事項について、必要な変更を加えた上で当てはめることであり、異なる事項への当てはめのため、詭替規定を設けるなど、変更を加える必要が生じることもあります。

「例による」は、ある事項について、他の法令の下における制度又は手続を包括的に当てはめて適用することを表現する語として用います。

その意味では、「準用する」と余り変わらないとも思えますが、「準用する」の場合はそこに示された法令の規定だけが準用の対象となるのに対し、「例による」の場合は、ある一定の手続なり事項なりが当該法律及びこれに基づく政令、省令等を含めて包括的に、その場合に当てはめられる（いわば包括的に借りてくる）点において異なります。^{*10}

イ 具体例として、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。組織的犯罪処罰法）第28条を見てください。

(船舶等の没収保全)

第二十八条 登記される船舶、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（中略）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定により登録を受けた小型船舶（同項において単に「小型船舶」という。）の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

組織的犯罪処罰法第28条の対象とされる登記される船舶等の没収保全については、「不動産の没収保全の例による」とすることにより、改めて不動産の没収保全を規律している規定と同様の規定を設けなくても、不動産の没収保全の手続と同様の手続により、登記される船舶

*10 「例による」の一変形として、「なお従前の例による」という用例がありますが、これは附則の中で経過措置を定めた規定において用いられます（後記4(3)参照）。

等の没収保全を行うことができることになるのです。

(6) 「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」

いずれも「すぐに」ということで、時間的に遅れてはならないことを示す副詞ですが、それぞれニュアンスの差があります。

そのうちでも、「直ちに」は、時間的即時性が最も強く、一切の遅れを許さない趣旨で用いられます。

「遅滞なく」は、「直ちに」や「速やかに」と比べると時間的即時性はやや弱くなり、正当な又は合理的な理由があれば、その限りでの遅れは許されるものと解されています。

「速やかに」は、できるだけはやくという意味を表すものですが、「直ちに」や「遅滞なく」が違反した場合に違法又は不当の問題を生ずるのに対して、「速やかに」は訓示的な意味で使われているような場合が多いと言われています。

3. 一部改正法の読み方

(1) はじめに

前記1(1)にも記載したとおり、制定される法律には①新規制定、②全部改正法、③廃止法、④一部改正法がありますが、①から③までは、その条項を読んでも比較的解釈は容易であると言えますが、④一部改正法については、その法文が

第〇条中「甲」を「乙」に改め、「丙」を削り、「丁」の下に「戊」を加える。

などと記載されていますので、このような法文に初めて接する人は、それだけ読んでも、既存の法律の何をどのように改正するのか分からない、ということが多いのではないかと思います。

このような「改める文」による一部改正法の方式は、元の法律を改正する具体的内容が元の法律の中に落し込むことによって意味を持つことになるので（「落し込み方式」とも呼ばれています。）、その内容を正確に理解するには、元の法律と対照して読む必要があります。

そこで用いられるものとして、現行の法律と改正後の法律の条項とを対照して記載した「新旧対照表」があり（一般に、法案を提出した各省庁のホームページ等に掲載されています。）、具体的内容についてはこれで確認してもよいのですが、一部改正法の条項だけを読んでおむねどのような改正がなされているのかといった大意だけでもつかめるようにしたいところです。

このような観点から、以下では、改める文に対しての苦手意識を少しでも克服できるようにするためのポイントとなる基礎的な事項を説明していきます。説明に当たって用いる具体例として、被害者特定事項秘匿制度や被害者参加制度の導入等を内容とする

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）」（刑事訴訟法等一部改正法）

を取り上げます（全体は長くなりますので、一部省略して掲載します。）。

なお、この法律名からも明らかのように、既に公布・施行されている法律の一部を改正する場合、当該法律の一部を改正することを内容とする別個の法律を制定します。例えば、「刑事訴訟法」の一部を改正する場合、改正後の内容を反映させた「刑事訴訟法」という題名の法律が制定されるのではなく、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」という（既に存在する「刑事訴訟法」とは別の）法律が制定されるのです。

(2) 構成

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律
（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二」を「第二節」に、
「第二節 証拠（第三百七条-第三百二十八条）」を
「第三節 公判の裁判（第三百二十九条-第三百五十条）」を
「第三節 被害者参加（第三百十六条の三十三-第三百十六条の三十九）」を
「第四節 証拠（第三百七条-第三百二十八条）」に改める。
「第五節 公判の裁判（第三百二十九条-第三百五十条）」を

第二百九十条の次に次の一条を加える。

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一～三（略）

【中略】

第二百九十二条の二第一項中「被害者又はその」を「被害者等又は当該被害者の」に改め、「（被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。）」を削り、同条第三項及び第四項中「被害者等が」を「被害者等又は当該被害者の法定代理人が」に、「当該被害者等」を「これらの者」に改め、同条第五項中「被害者等」の下に「若しくは当該被害者の法定代理人」を加える。

【中略】

第二編第三章中第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第二節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 被害者参加

【中略】

（民事訴訟法の一部改正）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

【中略】

（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）
第三条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「公判記録」を「被害者等による公判記録」に改め、同条第一項中「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であって、」を「閲覧又は謄写を求め理由が正当でない」と認める場合及び「に、「相当と認めるときは」を「閲覧又は謄写をさせることが相当でない」と認める場合を除き」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

【中略】

第四条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 公判手続の傍聴(第二条)
- 第三章 公判記録の閲覧及び謄写(第三条・第四条)
- 第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(第五条-第八条)
- 第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例
 - 第一節 損害賠償命令の申立て等(第九条-第十四条)
 - 第二節 審理及び裁判等(第十五条-第十八条)
 - 第三節 異議等(第十九条-第二十三条)
 - 第四節 民事訴訟手続への移行(第二十四条)
 - 第五節 補則(第二十五条・第二十六条)
- 第六章 雑則(第二十七条-第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条中「もってその」を「並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もってその権利利益の」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 公判手続の傍聴

第二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第三章 公判記録の閲覧及び謄写

第九条中「公判記録の閲覧及び謄写並びに」を「第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する」に改め、「和解」の下に「及び損害賠償命令事件に関する手続」を加え、同条を第二十九条とする。

第八条の見出しを「(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項」を「第四条第一項」に改め、「及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料」を削り、「別表第二の一から三までの項」を「別表第二の一の項から三の項まで」に、「(別表第二の)」を「(同表)」に改め、同条第二項中「第四条及び第五条」を「第四章」に、「民事訴訟法第二百七十五条の規定による訴え提起前の和解の例による」を「その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。))並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。))とある部分を除く。」を準用する」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第二十八条 損害賠償命令の申立てをするには、二千元の手数料を納めなければならない。

- 2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第十九条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。
- 3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

第七条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

【中略】

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第三条及び第三条の二並びに」を「前章及び」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条の二を第四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条(刑事訴訟法第二百九十二条の二の改正規定に限る。)並びに次条及び附則第六条(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第五十八条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 二 第一条(刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十一条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十一条の二及び第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百五条、第三百十六条の二十三、第三百二十一条の二第二項及び第三百五十条の八の改正規定に限る。)及び第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百九十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「被害者等」とあるのは、「被害者等(被害者又は被害者が

死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）」とする。

(経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六條の五第十一号、第三百十六條の十一(第三百十六條の五第十一号に係る部分に限る。)及び第二編第三章第三節の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告人については、適用しない。この法律の施行の日前判決が確定した刑事被告人であつてこの法律の施行の日以後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五章及び第二十八條の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告人については、適用しない。

【中略】

(検討等)

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条(略)

ア 本則と附則

法令は、大きく分けて、「本則」と「附則」とで構成されています。

本則とは、附則以外の部分のうち、別表、題名、目次等を除いた部分の当該法令の本体を成す部分を指します。

附則とは、当該法令の施行期日、経過規定、関係法令の改廃等に関する事項等当該法令の付随的事項を規定する部分のことをいい、本則の後に置かれます。附則については、その始めに必ず「附則」という表示がされるのに対し、本則には、それが本則であることを示す表示はされません。

具体例として、刑訴法等一部改正法では、この法律の本則が「第一条」から「第四条」までで構成され、これが刑訴法等一部改正法の本体を成す部分です。

そして、この本則の後に「附則」という表示が付され、第1条から第10条までが置かれています。その内容は、詳しくは後述しますが、施行期日や調整規定、経過措置等に関する条項で構成されています。

イ 各法律の改正

共通の動機に基づいて複数の法律を改正しようとする場合には、原則として、その改正しようとする法律の数が3以上であるときは、「〇〇法等の一部を改正する法律」の本則において改正し、改正しようとする法律の数が2であるときは、「△△法及び□□法の一部を改正する法律」の本則において改正します(これに対し、ある法律の一部を改正する結果、他の法律を改正する必要が生ずる場合には、「××法の一部を改正する法律」の附則において、●●法及び◎◎法の一部改正を規定します。)*11

刑訴法等一部改正法を簡略化させて見てみましょう。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

(略)

(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第三条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

第四条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(略)

刑訴法等一部改正法は、題名にあるように、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」との共通の動機に基づき複数の法律を改正しようとする場合ですから、題名は「…刑事訴訟法等の一部を改正する法律」とされており、その内容は、本則において、

* 11 ワークブック 354 頁。

「第一条」…刑訴法の一部改正

「第二条」…民訴法の一部改正

「第三条」及び「第四条」…犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者等保護法）の一部改正

というように、三つの法律を改正していることが分かります。

(3) 改正の方法

ア 一部改正の方式

一部改正の方法にはルールがあり、これを知っておくと改める文の理解の一助になると思いますので、基本的事項のいくつかを紹介します。

(ア) まず、一部改正法の本則で複数の法律を改正する場合には、原則として、法律番号の古いものから順に「第一条」、「第二条」…として改正することとされています。

刑訴法等一部改正法で改正されている法律の法律番号を見てみると、

刑訴法…「昭和23年法律第131号」

民訴法…「平成8年法律第109号」

犯罪被害者等保護法…「平成12年法律第75号」

となっていますから、「第一条」で昭和23年公布の刑訴法が、「第二条」で平成8年公布の民訴法が、「第三条」及び「第四条」で平成12年公布の犯罪被害者等保護法が、それぞれ改正されているのです。

(イ) 次に、法律を構成する各部分の改正は、前から順番に改正していくこととされています。具体的には、

題名、目次、本則、附則、別表等

の順番です。刑訴法等一部改正法の「第四条」において、まず、題名について、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に改め、目次を付する改正を行った

後、本則の改正を行っているのは、この表れです。

(ウ) また、本則及び附則の条（項、号等）の改正は、原則として、条名（項番号等）の若いものから順に行うことになっています。例外として、条（項、号等）の追加をするためのスペースを確保する必要が生ずる場合には、後ろの条（項、号等）から、改正、移動を行うこととなります。

刑訴法等一部改正法の「第四条」を見てみます。

第四条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第一条中「もってその」を「並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もってその権利利益の」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 公判手続の傍聴

第二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第三章 公判記録の閲覧及び謄写

第九条中「公判記録の閲覧及び謄写並びに」を「第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する」に改め、「和解」の下に「及び損害賠償命令事件に関する手続」を加え、同条を第二十九条とする。

第八条の見出しを「(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項」を「第四条第一項」に改め、「及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料」を削り、「別表第二の一から三までの項」を「別表第二の一の項から三の項まで」に、「(別表第二の)」を「(同表)」に改め、同条第二項中「第四条及び第五条」を「第四章」に、「民事訴訟法第二百七十五条の規定による訴え提起前の和解の例による」を「その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。))並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。))とある部分を除く。」)を準用する」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第二十八条 (略)

第七条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一章及び一章名を加える。

第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

〔第四条〕では、犯罪被害者等保護法について、まず、

第一条中…に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

として、原則どおり、条名の若い第1条、第2条の順に改正を行っていますが、その後では

第九条中…を加え、同条を第二十九条とする。

第八条…に改め、同条を第二十七条とし…

第七条中…に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

としており、条名の若い順になっていませんが、その中身を見ると、第9条、第8条をそれぞれ第29条、第27条に移動させています。これが、「条の追加をするためのスペースの確保」であり、この措置をするため、例外的に、第9条、第8条、そして第7条の順番に改正をしているのです。

(二) なお、(ウ)の例外の例外として、枝番号の条及び号を追加する場合、項番号が付されていない法令（例：刑事訴訟法）において項の追加をする場合等には、先にスペースを設ける措置を採る必要はないとされています。

イ 二段ロケット方式

刑訴法等一部改正法による犯罪被害者等保護法の改正については、まず「第三条」に該当する部分を先行して施行し、この改正部分を「第四条」により更に改正しています。

このように、先行して施行される改正部分を更に改正する場合であって、全ての改正を同時に規定することができないときに、一つの法令を二度以上に分けて改正する形式がとられますが、これを俗に「二段ロケット方式」などと呼んでいます。^{*12}

4 附則の読み方

この項では、附則で規定される事項のうち、実務上よく目にするのが多い「施行期日」、「調整規定」、「経過規定」及び「検討条項」について、主に刑訴法等一部改正法を例として説明していきます。

(1) 施行期日

ア 法令には、必ずその法令がいつから施行されるかを定めた施行期日に関する規定を、その附則に置くこととされています。^{*13*14}

イ 改正法全体が同時に施行される場合には、

この法律は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

等と規定します。

ややこしいのが、段階的に施行期日を定める場合であり、2つほど具体例を挙げて見てみたいと思います。

(ア) まず、前記の刑訴法等一部改正法の施行期日を見てみましょう。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(刑事訴訟法第二百九十二条の二の改正規定に限る。)並びに次条及び附則第六条(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第五十八条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条(刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十一条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十一条の二及び第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百五条、第三百十六條の二十三、第三百二十一條の二第二項及び第三百五十條の八の改正規定に限る。)及び第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

*13 施行期日に関する定めを置かない唯一の例外は、法律の施行期日を定める政令とされています(ワークブック27.5頁)。

*14 法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第2条には、法律の施行期日について、法律で異なる定めをしたとき以外は公布の日から起算して20日を経過した日から施行する旨規定されていますが、従来から「公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する」とされている個々の法律にも、附則に施行期日に関する規定が置かれています。

*12 ワークブック355頁。

- a 刑訴法等一部改正法は、4段階に分けて施行されます。すなわち、

○ 柱書き

- 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行(以下「1年6月施行」ということがあります(以下その他の施行日についても同様とします。))
- ① 第1号「第一条(刑事訴訟法…に限る。)…の規定」
→ 公布の日から起算して20日を経過した日から施行
- ② 第2号「第一条(刑事訴訟法…に限る。)及び第三条の規定」
→ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- ③ 第3号「第二条の規定」
→ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

となります。

- b このうち、柱書きにある「この法律」とは、刑訴法等一部改正法を指しますので、ただし書に該当する部分を除き、同改正法は1年6月施行となります。

そして、柱書きの例外を定めるただし書において、第1号から第3号までに掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとされています。

上の枠内に記載した「第一条」等の記載は、前記3(2)で解説した、

「第一条」～刑訴法の一部改正

「第二条」～民訴法の一部改正

「第三条」～犯罪被害者等保護法の一部改正

を指します。

- c そうすると、例えば、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大につ

いては、「第三条」の犯罪被害者等保護法の一部改正部分に盛り込まれておりますので、6月施行となり、被害者参加制度や損害賠償命令制度については第1号から第3号までのいずれにも当たりませんので、原則に戻り、1年6月施行となります。

- (イ) もう1つ具体例を挙げましょう。

- a 少し前の法律ですが、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第136号)を取り上げます。

同改正法においては、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号。出資法)が改正され、出資法第5条第1項に規定されるいわゆる高金利の契約の罪等について、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科」から、「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科」とその法定刑が重くされました。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「をし、又はこれを超える割合による利息を受領した」を「をした」に、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中目次の改正規定(「第四十三条」を「第四十二条の二」に改める部分に限る。)、第十一条の改正規定、第十二条の改正規定、第三十六条第一号の改正規定(「第十一条第二項、第十二条」を「第十一条第三項」に改める部分に限る。)、第三十七条第一項第三号の次に二号を加える改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)、第六章中第四十三条の前に一条を加える改正規定、第四十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十八条第一号の改正規定、同条第三号を削る改正規定及び同条第二号を同条第三号とし、同号の次に五号を加える改正規定(同条第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第四十九条第五号を削る改正規定、同条第三号を削る改正規定及び同条第一号の次に二号を加える改正規定(同条第二号に係る部分に限る。))並びに第五十一条の改正規定並びに第二条並びに附則第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第十六条及び第十七条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 附則第十八条の規定 (略)

b なお、少し脱線して注意喚起をしておきますと、この法定刑の加重及びその施行日を把握することは、改めて言うまでもなく極めて重要なことです。

例えば、

法定刑が懲役3年→懲役5年となると

時効期間も3年→5年と変わる

ので(刑訴法第250条第2項第5号、第6号参照)、その法定刑の加重や施行日の把握が不十分であると、時効完成の事件につき、勾留請求したり、起訴してしまうことにもなりかねませんので、改めて十分な確認をお願いします(検察月報667号75頁参照)。

c さて、それでは、その改正後の出資法第5条第1項はいつから施行されるでしょうか(同改正法の公布日は平成15年8月1日、附則第1条柱書きに規定される政令で定められた施行日は、平成16年1月1日です(平成15年政令第463号)。

d 結論は、出資法の改正は、附則第1条第1号に規定されておりますので、施行期日は、同号に定める公布の日から起算して1月を経過した日、すなわち平成15年9月1日となります。

この施行期日の把握の仕方については、前記2(2)の「及び」、「並

びに」の知識も必要とされますが、紙幅の関係もありますので、要点のみ説明しますと、附則第1条第1号は、

【本則】**並びに**【附則】

の関係にあり、さらに、【本則】は、

【(第一条)(※貸金業法の一部改正)**並びに**(第二条)(※出資法の一部改正)】

の関係となります。つまり、上記枠内の下から4行目の「並びに第二条並びに」の「第二条」が出資法の改正を指すのです(ちなみに、「第二条」の前の「並びに」が「第一条」との併合的接続を示し、その後の「並びに」が本則と附則との併合的接続を示します)。

そうすると、その「第二条」における出資法の改正は、「公布の日から起算して一月を経過した日」から施行されますので、その施行日は、公布の日である平成15年8月1日から1月が経過した同年9月1日となるのです。

(2) 調整規定

ある法律で他の法律の改正を行う場合に、施行日の先後によって、改正の対象となる規定の姿が変化することがあり、これに対応するために「調整規定」なるものが置かれる場合があります。

具体例として刑訴法等一部改正法の附則第2条を見てみましょう。

附 則

(調整規定)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百九十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「被害者等」とあるのは、「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)」とする。

附則第2条に出てくる刑訴法第292条の2は、心情を中心とする意見陳述についての規定です。

刑訴法等一部改正法による改正前は、被害者の心身に重大な故障があ

る場合におけるその配偶者や一定の親族は意見陳述の主体とはされていませんでしたが、刑訴法等一部改正法において、心情を中心とする意見陳述の主体をこれらの者にまで拡充することとされました。

具体的には、刑訴法等一部改正法による改正後の刑訴法第290条の2において、「被害者等」を「被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」と定義し、これを受ける形で、刑訴法第292条の2による心情を中心とする意見陳述の主体についても「被害者等」と規定することとしたのです。

この点についての刑訴法等一部改正法の該当部分は次のとおりです。

第一条 (略)

第二百九十条の次に次の一条を加える。

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項(氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

[中略]

第二百九十二条の二第一項中「被害者又はその」を「被害者等又は当該被害者の」に改め、「(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。)」を削り、同条第三項及び第四項中「被害者等が」を「被害者等又は当該被害者の法定代理人が」に、「当該被害者等」を「これらの者」に改め、同条第五項中「被害者等」の下に「若しくは当該被害者の法定代理人」を加える。

[中略]

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条(刑事訴訟法第二百九十二条の二の改正規定に限る。)…の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 二 第一条(刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定…に限る。)…の規定

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 (略)

附則第1条を見てもらえば分かるように、この心情を中心とする意見陳述の主体を拡充する規定(刑訴法第292条の2)は、第1号により

公布の日から起算して20日を経過した日から施行される

のに対し、「被害者等」の定義を定めている刑訴法第290条の2の規定は、第2号(「刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定」が刑訴法第290条の2を指しています。)により

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される

こととなりますので、そのままでは、刑訴法第290条の2の規定が施行されるまでの間、心情を中心とする意見陳述を行うことができる主体である「被害者等」の内容が定義されない状態が生じてしまいます。

そこで、この状態を解消するために置かれたのが附則第2条なのです。この点は実務の運用にも関わるところですから、こうした調整規定の存在には留意する必要がありますし、そのためには、附則を読んでその内容を理解できることが大切と言えるでしょう。

(3) 経過規定

ア 概要

新たに法令を制定し、又は既存の法令を改廃する場合に、社会生活における従来の秩序が新しい秩序に円滑に移行するように配慮を加える必要が生じます。例えば、従来の秩序をある程度容認したり、新しい秩序の設定に暫定的な特例を設けたりするなどの経過的な措置を定めるのがそれに当たり、経過規定とは、このような措置をするための規定をいいます。

具体例として、刑訴法等一部改正法の附則第3条第1項を取り上げます。

(経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六條の五第十一号、第三百十六條の十一(第三百十六條の五第十一号に係る部分に限る。)及び第二編第三章第三節の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。この法律の施行の日前判決が確定した刑事被告事件であつてこの法律の施行の日以後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 (略)

附則第3条第1項は、被害者参加の規定に関する経過措置を定めたものです。

前段は、被害者参加の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している刑事被告事件については、適用しないことを定めたものです。その趣旨は、刑訴法等一部改正法の施行の時点で現に裁判所に係属している事件では、被害者参加が想定されない状態で手続が開始されて進行していることから、そのような事件についてまで被害者参加を認めることは、既に進行している手続に混乱が生じるおそれがあると考えられたことによります。

また、後段は、刑訴法等一部改正法の施行前に判決が確定した事件であつて、刑訴法等一部改正法の施行後再審開始の決定が確定したものについても、原判決の審理と再審の審理とは一つの刑事被告事件として一体として見るべきものであることから、前段と同様に、被害者参加の規定を適用しないこととしたものです。

このように、被害者参加制度という新しい制度の円滑な導入のために、経過規定が設けられたわけです。

イ 罰則に関する経過措置

(ア) 罰則については、一般原則として、刑訴法第337条第2号、刑法第6条によって処理されます。

すなわち、罰則の一部又は全部が廃止された場合には、判決で免訴の旨渡しをすることになり(刑訴法第337条第2号)、法定刑が軽く変更された場合には、軽い刑によって処罰することになりま

す(刑法第6条)。

(イ) もっとも、罰則の改廃に関する改正法の施行前の行為について、改正前の罰則により罰することが適当な場合には、罰則に関する経過規定が設けられることがあり、具体的には、「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」という規定が置かれます。

例として、刑法等の一部を改正する法律(平成16年法律第156号。刑法等一部改正法)を見てみます。

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二百四十条中「七年」を「六年」に改める。

(略)

附 則

(略)

第三条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の刑法(以下「旧法」という。)

第二百四十条の罪に当たる行為の処罰については、なお従前の例による。

2

(略)

刑法等一部改正法第1条における刑法の一部改正においては、刑法第240条(強盗致死傷)の懲役刑の下限が7年から6年に引き下げられ、刑法等一部改正法附則第3条第1項では、「この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の刑法第二百四十条の罪に当たる行為の処罰については、なお従前の例による。」とされています。

この経過規定により、刑法等一部改正法の施行日である平成17年1月1日より前の強盗致死傷に当たる行為の処罰については、「なお従前の例」、すなわち懲役7年以上とすることとされているわけです。

(4) 検討事項

附則には、法律の施行後一定の期間内又は一定期間の経過を目途に、その法律の施行状況について検討を加え、必要があれば法律の見直しなど所要の措置を講ずるよう政府に義務付ける規定が置かれることがあります。これが、いわゆる検討条項です。検討条項は、国会審議の過程において、修正案によって加えられることが多く、立法権者である国会の意思として、時期の目途を示して政府に検討の義務付けをするという意味を持つものと考えられます。

例えば、刑訴法等一部改正法の附則第9条を見てみると、

(検討等)

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

とされていますが、これは、衆議院において、自由民主党及び公明党の共同提案として提出された修正案によって政府原案に加えられたもので、刑訴法等一部改正法の施行3年経過後の検討を内容としています。

同様の規定として、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）附則第9条や、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）附則第3項等を挙げることができます。

5) その他(先後関係に関するルール)

後に提出される法律案の内容は、先に提出された法律案を前提とする必要があります。具体例として、自動車運転過失致死傷罪の新設等を内容とする刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号。刑法一部改正法）の附則第3条を見てください。

刑法一部改正法は、刑法第211条第2項を改正して自動車運転過失致死傷罪を新設することなどを内容とするものです（自動車運転による過失致死傷事犯について、刑法一部改正法による改正前は、御案内のとおり、業務上過失致死傷罪（刑法第211条第1項）が適用されていました。）。

刑法の一部を改正する法律

(略)

附 則

(略)

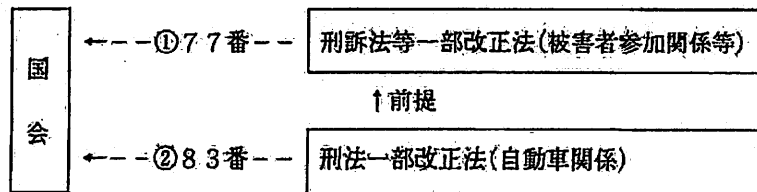
(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第三百十六条の三十三第一項第二号中「第二百一十條第一項」を「第二百一十條」に改める。

刑法第211条第1項の業務上過失致死傷罪に加え、刑法一部改正法により新設する自動車運転過失致死傷罪についても、被害者参加制度の対象犯罪とする必要がありました。

ただ、刑訴法等一部改正法と刑法一部改正法については、いずれの法案も平成19年の常会（通常国会）に提出することとされていたことから、そのための手当てが必要となりましたが、それぞれの国会提出番号を見てみると、前者は77番、後者は83番となっていて、前者の方が若い番号、すなわち先に提出されており、これを前提にその手当てがなされています。

この関係を図示すると、次のようになります。



後に提出される刑法一部改正法は、先に提出された刑訴法等一部改正法を前提とする必要があるため、後に提出することとされた刑法一部改正法の附則第3条において、刑訴法等一部改正法において新設される被害者参加制度を前提とした改正規定が設けられたわけです。

5 複雑な条文の読み方のコツ

「第2 法律の読み方」の稿の最後に、これまで説明した内容を踏まえ

つつ、複雑な条文の読み方のコツを紹介します。^{*15}

(1) 複雑な条文の読み方のコツとしては、取りあえず、以下のものが挙げられます。

- ① 見出しで要旨を捉える。
- ② 括弧は飛ばす。
- ③ 条文の構造(特に、主体、要件、効果)を分析する。
- ④ 併置される用語や対句に着目して条文を整理する。
- ⑤ 接続詞(及び・並びに、又は・若しくは)等の用法に従って条文を整理する。

(2) このうち、①から③及び⑤については、読んでもらったとおりの内容ですし、以下の具体例における説明でも理解いただけるかと思いますが、④については、少し説明を要する内容であり、以下の具体例で必ずしも出てくるわけでもないので、ここで簡単に解説しておきます。

立法技術として、同じ文章が繰り返されるような場合には、対句の技法を用いて条文を簡略化することが行われます。

具体例として、二つの法律について見てみましょう。

一つ目は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第26条第1項です。

(海上保安留置業務管理者等)

第二十六条 海上保安留置施設に係る留置業務を管理する者(以下「海上保安留置業務管理者」という。)は、管区海上保安本部に置かれる海上保安留置施設¹にあっては²管区海上保安本部長が指名する海上保安官とし、管区海上保安本部の事務所に置かれる海上保安留置施設³にあっては⁴当該事務所の長とし、海上保安庁の船舶に置かれる海上保安留置施設⁵にあっては⁶当該船舶の船長とする。

2・3 (略)

この場合には、「・・・にあっては・・・」が三つあって、これらは

*15 以下の記述は、法令の解説法229頁以下によるところが大きいので、関心のある方は、併せてその記述も参照してください。

対句の関係になっています。

この対句は、準用規定にも用いられることがあります。

例として、組織的犯罪処罰法第73条第1項を挙げます。

(準用)

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加¹については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受領した場合における措置²については国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 (略)

この場合には、「・・・については・・・(規定を)」が2つあって、これらが同様に対句になっています。

このような対句に着目して条文を整理すれば、条文の構成や文章のつながり具合が分かりやすくなるでしょう。

(3) さて、それでは、具体例を踏まえて、上記①から⑤までのコツを利用してみましょう。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。通信傍受法)第3条第1項柱書きを例に挙げます。

(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第二号及び第三号にあっては、その一連の犯罪をいう。)の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足る状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番

号等」という。)によって特定された通信の手段(以下「通信手段」という。)であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができる。

—三 (略)

2・3 (略)

【① 見出しで要旨を捉える。】

見出し*16は、条文の右肩のところ括弧書きでその条の内容を簡潔に記載したもので、その条の大意を把握するのに役立ちます。本件では、「傍受令状」とありますので、第3条が傍受令状に関する条文であることが分かります。

【② 括弧は飛ばす。】

ここで言う「括弧」とは、「()」のいわゆる丸括弧を指しますが、この括弧を飛ばす(「以下この項において「犯罪関連通信」という。))を除く。)と、以下のようになり、それなりに読みやすくなると思います。

(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号によって特定された通信の手段であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができる。

*16 見出しは、例えば別紙のように、古い法律では付けられていないものもありますが、利用上の便宜が大きいことから、最近では例外なく見出しが付けられています。

なお、別紙を掲載している有斐閣の六法全書(平成24年版1)を見ますと、例えば第1条の条番号の下に「この法律の目的」という見出しが付けされていますが、これは出版社が利用者の便宜のために付したものであり(俗に「有斐閣見出し」と呼ばれることがあります)、法律の規定の一部を構成する見出しとは異なるものです。

【③ 条文の構造を分析する。】

本件では、以下に分析するように、特に〔要件〕中の、「場合において」、「ときは」の関係を把握できれば、更に読みやすくなります。

〔主体〕

検察官又は司法警察員は、

〔要件〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する場合において、
- ②-1 当該各号に規定する犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、
- 2 他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、
- ③ (裁判官の発する傍受令状により、)電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号によって特定された通信の手段であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、

〔効果〕

これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができる。

すなわち、以上のように条文の構造を分析できれば、検察官等は、

〔要件〕

- ①を満たす場合において
- ②-1及び2を満たすときは
- ③の通信手段について

〔効果〕

これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができる
と規定していることが分かります。*17

【④ 併置される用語や対句に着目して条文を整理する。⑤接続詞等の用法に従って条文を整理する。】

*17 なお、この要件の分析については、三浦守ほか「組織的犯罪対策関連三法の解説」445頁以下における整理を前提にしています。

まず、上記②-1について見ます(上記①の「次の各号のいずれかに該当する場合」の解説については、省略します。)

②-1 [当該各号に規定する犯罪の**実行**、**準備**又は**証拠隠滅等の事後措置**に関する**謀議**、**指示**その他の相互連絡][その他当該犯罪の実行に関連する事項]を内容とする通信(以下この項において「**犯罪関連通信**」という。)が行われると疑うに足りる状況があり

まず、この②-1を全体的に見た上で、「その他」に着目して上記のように [] を付して整理すると、

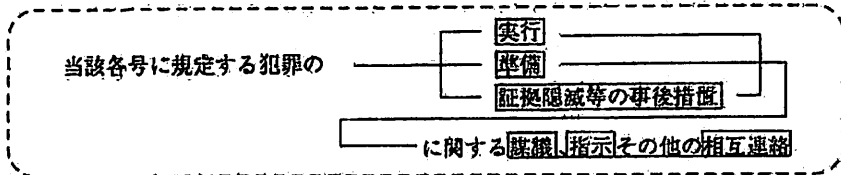
[・・・その他の相互連絡] と

[その他当該犯罪の実行に関連する事項]

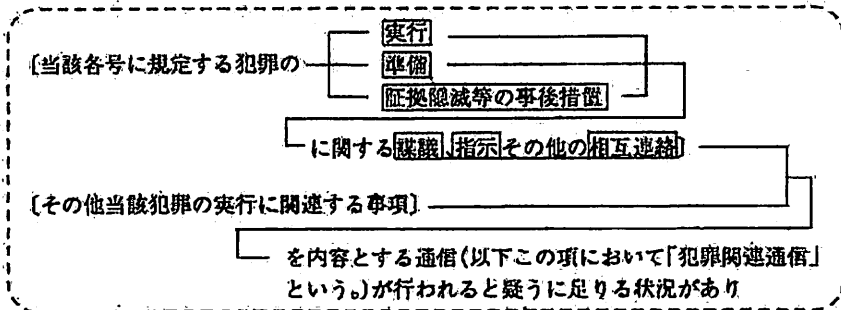
が並列関係にあり、この両者を内容とする通信が行われると疑うに足りる状況について規定していることが分かります。

このうち、前者の[]については、「又は」に着目すると、「**実行**」、「**準備**」、「**証拠隠滅等の事後措置**」が選択的並列関係にあり、さらに、「その他の」に着目すると、「**謀議**」、「**指示**」が「**相互連絡**」の例示となっています。

これを図示すると、



となり、改めて、全体を見ると、



となります。

次に、上記②-2について同様に見ていきます。

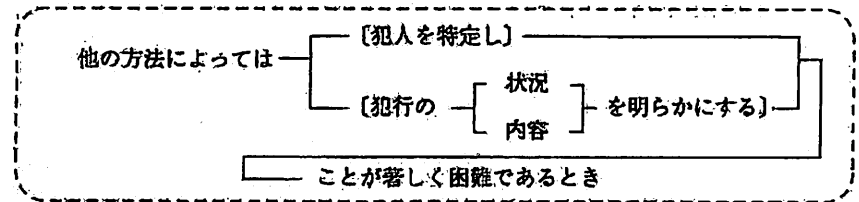
②-2 他の方法によっては、[犯人を特定し]、又は[犯行の状況若しくは内容を明らかにする]ことが著しく困難であるときは、

[犯人を特定し]と、[犯行の状況若しくは内容を明らかにする]は「又は」でつながれており、選択的並列関係にあります。

さらに、後者の[犯行の状況若しくは内容を明らかにする]の中で、「状況」と「内容」が「若しくは」でつながれており、これらも選択的並列関係にあります。

「又は」と「若しくは」の大小関係については、前述のとおり、大きい選択には「又は」を、小さな選択には「若しくは」を用います。

以上を図示すると、



となります。

以上のように、何が並列関係にあり、何が例示に当たるかが分かると、条文を的確に読めることがお分かりいただけるかと思います。

最後の要件③については、紙幅の関係もありますので、解説は省略しますが、同様の読み方でトライしてみてください。

(4) 正直なところ、以上の方法を踏まえても、難解な条文が劇的に読みやすくなるわけではないと思います。しかし、大切なのは時間が多少かかってでもきちんと条文を読めるようにすること、そして、何よりも条文自体を読むことに苦手意識を持たないようにすることが大切であろうと考えられます。

第3 適用法令の調査・把握の仕方

1 調査の方法

(1) 概略

ここでは、法令の調査の大まかな流れについて、罰則を例にして見ていくと、

- ① 当該罰則（罰条、その禁止規定）に改正があるか否か
- ② 改正がある場合には、その施行日がいつか
- ③ 改正法令に罰則の経過措置があるか、（ある場合には）その内容はいかなるものか

ということになります。^{*18}

(2) 具体例

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。入管法）の改正により新設された、在留カードの偽造罪（同法第73条の3第1項）を例として、オーソドックスな調査方法である、現行日本法規及び官報を利用した調査方法の説明をします。

イ 各庁に備え付けてある、現行日本法規には、掲載されている法律等には、各条ごとに改正経過が付されています。

入管法第73条の3については、以下のように記載されています。

第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 2 偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。
- 3 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。
- 4 前三項の罪の未遂は、罰する。
（平二一法七九・追加）

末尾に付してある「（平二一法七九・追加）」の記載から、平成21年

*18 江見健一「罰則の改正がある場合における刑事判決書の法令の適用の表示」植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題（第2巻第2編実践編）29頁も参考になりますので、関心のある方は併せて参照してください。

法律第79号により改正があつて、この条文が追加されたことが分かります。

そこで、現行日本法規の、平成21年法律第79号による改正法の施行日を見ると、

附 則（平成二十一年七月一五法律第七九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二三年政令第四一九号で平成二四年七月九日から施行）

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定並びに附則第六十条の規定 公布の日

二 第一条中入管法第二十三条（見出しを含む。）、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二十一年政令第二七四号で平成二十二年一月一日から施行）

三 第一条の規定（入管法第二十三条（見出しを含む。）、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条（第六号を除く。）及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十条第四項（」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二十一年政令第二七四号で平成二十二年七月一日から施行）

四 附則第十三条（第六項を除く。）、第十四条、第二十七条（第五項を除く。）、第三十五条（附則第二十七条第一項に係る部分に限る。）及び第四十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二三年政令第四一九号で平成二四年一月一三日から施行）

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。） 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

となっています。

施行日や「第一条」等の読み方は、先ほど説明したとおりですが、やはりこの施行規定だけでは、入管法第73条の3第1項の施行日はよく分かりません。

そこで、結局、官報の出番となります。

官報の記載については、紙幅の関係もありますので省略しますが、同条を追加する改正は、附則第1条の各号のいずれにも当たりませんので、同条の柱書きに当たることとなります。

そうすると、「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」、すなわち、現行日本法規の附則第1条の柱書きの下(原文では左)に記載されているように^{*19}、その施行日は平成24年7月9日ということになります。

ウ なお、本件は罰則の新設なので、経過規定は設けられておりません。

2 調査・把握のためのツール

(1) 法令の改正の有無を調査し、その内容を把握するためのツールとしては、

- ① 官報
- ② 当時の六法全書
- ③ 立案担当者による解説
- ④ 各省庁のウェブサイトに掲載されている法律案の資料

などが考えられますが、ここでは、それぞれのメリット(○)とデメリット(▲)に触れながら説明していきたいと思います。

① 官報^{*20}

*19 現行日本法規には施行日政令を踏まえた施行日が、上記の「(平成二三年政令第四一九号で平成二四年七月九日から施行)」のように掲載されますが、どうしても施行日政令の公布日と現行日本法規への掲載日との間にタイムラグが生じる場合がありますので、現行日本法規に施行日が記載されていない場合には、官報等を参照してください。

*20 官報の確認に当たっては、独立行政法人国立印刷局が「官報情報検索サービス」を提供しており、昭和22年から当日発行されたものまで、日付や法令番号、記事による検索等が可能で、大変便利です。利用に当たっては契約を要しますので、各庁でこのサービスが使えるかどうかは各庁担当者に御確認ください。

なお、過去3日間の官報であれば、「官報検索」というサイト(<http://kanpoo.jp/>)で確認す

○ 官報は法令等の公布等のために独立行政法人国立印刷局が発刊するものであり、その内容は最も確実であると言えます。

▲ 官報には、一部改正法の場合、「改める文」しか掲載されませんので、その具体的内容を理解するには、旧法令と対照しながら確認する必要があります。

② 当時の六法全書

○ 改正前の罰則を適用する必要がある場合に、その内容を確認するには、行為当時の六法全書による方法も考えられます。

各庁ではある程度古くなった六法も保存しているでしょうから、官報情報検索サービスのように新たにお金をかけることなく、当時の内容を確認することが可能であると言えるでしょう。

▲ 法令の中には、六法全書には掲載されていないものもありますし、附則など、一部内容が省略されて掲載されるものがありますから、六法全書だけでは調査しきれない場合があることは否定できず、現行日本法規と対比しつつ確認する必要があります。

③ 立案担当者による解説

○ 立案担当者による解説については、法曹時報等の法律関係雑誌に掲載されることがあり、改正法についての解説が記載されていますので、その詳しい内容まで理解するには、非常に有用であると言えます。

▲ 立案担当者による解説は、改正法が成立してからある程度期間が経ってからでないと出版されないのが通常ですから、迅速さに欠けるきらいがあります。

④ 各省庁のウェブサイトに掲載されている法律案の資料^{*21}

○ 法案を提出した各省庁のウェブサイトには、改める文のほか、通常、新旧対照表も掲載されていますので、改正の具体的内容の理解

ることが可能です。

*21 普段余り見る機会はないかもしれませんが、例えば、法務省のウェブサイトであれば、「国会提出法案など」というページ(http://www.moj.go.jp/houan1/houan_index.html)に、法務省が国会に提出した法律案等の資料が掲載されています。

に役立つと言えるでしょう。

▲ 各省庁のウェブサイトに掲載されている資料は、国会提出時の法律案についてのものであることが多く、国会審議の過程で修正がなされた場合、その内容が反映されていない場合がありますので、注意が必要です（国会審議の過程における修正については、衆議院のウェブサイトを確認することができる場合があります。）。

また、古い法律案になりますと、ウェブサイトに掲載されていないことがあります。

(2) まとめ

このように、どの方法にも一長一短があることがお分かりいただけると思います。ですから、どれか一つの方法のみによるのではなく、各方法を組み合わせて確認していく、例えば、官報と各省庁のウェブサイトからダウンロードした新旧対照表を照らし合わせながら確認していくことが、一つの方法であると言えるでしょう。

第4 起訴状の罰条の記載

最後に、法令が改正された後に法令改正前の行為を起訴する場合の起訴状の罰条の記載の仕方について若干紹介します。

1 まず、検察論義案〔平成24年版〕84頁では、以下の趣旨で記述されており、基本的な取扱いは同記述のとおりです。

○ ①当該改正が処罰範囲を拡大し又は法定刑を重くするものであるとき、②処罰範囲を縮小し又は法定刑を軽くするものであるが罰則に関する経過措置が設けられているときは、改正前の条文の適用を受ける。

したがって、このような場合には、改正法令による改正前の罰条を摘示する。

例えば、

平成16年法律第156号による改正前の刑法第240条前段

等と記載する。

○ ①及び②の場合に限られることから、改正内容がいわゆる条ずれ等の

形式的改正にすぎないときは、刑の変更に当たらず、刑法第6条の問題ではなく、経過規定が設けられていなければ新法が適用されることとなるので、改正後の罰条を摘示する。

2 もっとも、運用としては、各所属庁の方針に拠るところが大きいですが、①①及び②の場合に限られず、形式修正があった場合でも、改正前の罰条を記載する運用もあるようであり、事前に対応する裁判所の意向をも確認した上で対応している庁もあるようです。^{*22}

第5 おわりに

以上のとおり、法律の読み方の基本的なルールやコツ、法令の調査・把握の方法等の「法令基礎知識」を紹介してきましたが、いかがでしたでしょうか。

前にも触れたとおり、本稿に記載した内容をマスターしたとしても、難解な条文が劇的に読みやすくなるわけではないと思いますが、その内容が、そのような難解な条文を読むことに対する苦手意識を私拭する一助になれば幸いです。

そして、(法律家でもある)検察官として、法令の内容をきちんと理解し、その正当な適用に努めていただければと思います。

【主要文献・法律の略語一覧】

略語は太字で示す（掲載順序は出典順）。

1 文献

① 田島信成「最新法令の読解法〔四訂版〕」（ぎょうせい）

② ぎょうせい公用文研究会編「最新公用文用字用語例集（改定常用漢字対応）」

*22 大コンメンタール刑事訴訟法第4巻〔初版〕211頁（吉田佑紀）では、いわゆる形式修正は技術的な問題であり、新法の条項を記載することが適当であるとしつつ、行い時の該当条番号をも注意的に記載しておくことが適当であろうとしています。

- ③ 法制執務研究会編「ワークブック法制執務」〔新訂〕(ぎょうせい)
- ④ 法務省大臣官房編「現行日本法規」(ぎょうせい)
- ⑤ 田島信成「最新法令用語の基礎知識〔三訂版〕」(ぎょうせい)

2 法律

- ① 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)
- ② 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)
- ③ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)
- ④ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成19年法律第95号)
- ⑤ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)
- ⑥ 刑法等の一部を改正する法律(平成16年法律第156号)
- ⑦ 刑法の一部を改正する法律(平成19年法律第54号)
- ⑧ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)
- ⑨ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)

検察官のための過誤防止上の留意点

その8 過誤テストの結果を踏まえて①(管轄・身柄)

法務省刑事局総務課

1 はじめに

(1) 検察月報平成24年10月号(第667号)から同年12月号(第669号)まで、及び平成25年2月号(第671号)から同年5月号(第674号)までの合計7回、「検察官のための過誤防止上の留意点」と題して、近時報告された実際の過誤事例を題材に、検察官が関わり得る過誤の防止のために特に留意してもらいたいポイントについて連載をしてきました。幸いなことに、記事を読まれた方から、「検察官として知っておくべき留意点が書かれており、参考になった」などと好意的な感想を頂くことができました。

他方、今年も9月末日段階で、過誤の報告件数が93件にも上り、過去最多であった平成24年の件数(116件(最高検調べによる))を上回るペースであり、依然として憂慮すべき状況にあります。

(2) この点、刑事局においては、これまで実際に発生した過誤事例を素材にして作成した「過誤テスト」を、法総研に御協力をいただくなどして、各種検事の研修の機会に実施してきております(過誤テストのあらましについては、検察月報平成25年1月号(第670号)54頁以下を参照してください)。

そこで、そのような過誤を生じさせないようにするための更なる取組として、今月号と来月号の2回にわたり、

その解説等を試みたいと思います。

(3) 今月号のテーマは、①管轄、②身柄の2つです。